

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和3年9月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100031号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100035号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年7月31日は3万円、同年12月31日は24万円、平成18年7月31日は28万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月31日、同年12月31日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月31日、同年12月31日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月
② 平成17年12月
③ 平成18年7月

請求期間①から③までについて、私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間①から③までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から③までの賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票(写)並びに同僚の賞与明細書(写)により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から③までの賞与支払日については、請求者に係る賞与明細書には記載がなく、事業主からの回答も得られなかったため、賞与支払月の末日と認定し、請求期間①は平成17年7月31日、請求期間②は同年12月31日、請求期間③は平成18年7月31日とすることが妥当である。

また、請求期間①から③までの標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚

生年金保険料控除額及び賞与支払額から、平成17年7月31日は3万円、同年12月31日は24万円、平成18年7月31日は28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成17年7月31日、同年12月31日及び平成18年7月31日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100032号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100034号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成16年7月31日は3万円、同年12月31日は26万7,000円、平成17年7月31日は32万円、同年12月31日は41万2,000円、平成18年7月31日は34万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月31日、同年12月31日、平成17年7月31日、同年12月31日及び平成18年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月31日、同年12月31日、平成17年7月31日、同年12月31日及び平成18年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年4月1日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成16年4月から同年8月までは18万円から20万円、同年9月から平成17年8月までは19万円から20万円、同年9月から平成18年8月までは20万円から22万円とする。

平成16年4月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年4月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年7月
④ 平成17年12月

⑤ 平成 18 年 7 月

⑥ 平成 16 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日まで

請求期間①から⑤までについて、私の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑥について、私の A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、当該期間に係る標準報酬月額が給与支払額に見合う標準報酬月額より低額で記録されている。調査の上、請求期間⑥に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑤までについて、請求者から提出された当該期間の賞与明細書（写）及び給与所得の源泉徴収票（写）により、請求者は、当該期間において、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑤までの賞与支払日については、上記賞与明細書（写）には記載がなく、事業主からの回答も得られなかったため、賞与支払月の末日と認定し、請求期間①は平成 16 年 7 月 31 日、請求期間②は同年 12 月 31 日、請求期間③は平成 17 年 7 月 31 日、請求期間④は同年 12 月 31 日、請求期間⑤は平成 18 年 7 月 31 日とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑤までの標準賞与額については、上記賞与明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額から、平成 16 年 7 月 31 日は 3 万円、同年 12 月 31 日は 26 万 7,000 円、平成 17 年 7 月 31 日は 32 万円、同年 12 月 31 日は 41 万 2,000 円、平成 18 年 7 月 31 日は 34 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 16 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 17 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日及び平成 18 年 7 月 31 日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑥について、請求者から提出された当該期間の給与明細書（写）及び給与所得の源泉徴収票（写）により、請求者の A 社に係る当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成 16 年 4 月から同年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から平成 17 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から平成 18 年 8 月までは 20 万円）を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は

請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成16年4月から平成18年8月までの標準報酬月額については、上記の給与明細書（写）及び給与所得の源泉徴収票（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年4月から平成17年8月までは20万円、同年9月から平成18年8月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成16年4月から平成18年8月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、上記の給与明細書（写）において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書（写）において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100036号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100036号

第1 結論

1 請求者のA社(現在は、B事業所)における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①、②、⑤及び⑧から⑯までに係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間①、②、⑤及び⑧から⑯までに係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求者のC事業所(現在は、B事業所)における別表の第1欄に掲げる請求期間⑳に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間⑳に係る標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間⑳の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月13日

- ⑤ 平成 19 年 12 月 17 日
- ⑥ 平成 20 年 7 月 15 日
- ⑦ 平成 20 年 12 月 15 日
- ⑧ 平成 21 年 7 月 16 日
- ⑨ 平成 21 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 22 年 7 月 15 日
- ⑪ 平成 22 年 12 月 16 日
- ⑫ 平成 25 年 7 月 11 日
- ⑬ 平成 25 年 12 月 13 日
- ⑭ 平成 26 年 7 月 17 日
- ⑮ 平成 26 年 12 月 10 日
- ⑯ 平成 27 年 7 月 14 日
- ⑰ 平成 27 年 12 月 11 日
- ⑱ 平成 28 年 7 月 11 日
- ⑲ 平成 28 年 12 月 12 日
- ⑳ 平成 29 年 7 月 10 日

請求期間①から⑱までについて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与が振り込まれていた預金通帳（写）を提出するので、調査の上、請求期間①から⑱までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑳について、C事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。賞与が振り込まれていた預金通帳（写）を提出するので、調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑤まで及び⑧から⑱までについて、請求者から提出されたD銀行E支店の預金通帳（写）、B事業所から提出された当該期間に係る賞与一覧表（個人別）（写）及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤まで及び⑧から⑱までの標準賞与額については、上記賞与一覧表（個人別）（写）において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間⑥及び⑦について、請求者から提出されたD銀行E支店の預金通帳（写）、複数の同僚の当該期間に係る賞与明細書（写）及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間⑥及び⑦の標準賞与額については、上記のD銀行E支店の預金通帳（写）及び複数の同僚の当該期間に係る賞与明細書（写）により推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑯までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①、②、⑤及び⑧から⑱までについて、請求者から提出されたD銀行E支店の預金通帳（写）、B事業所から提出された当該期間に係る賞与一覧表（個人別）（写）及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A社から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者のA社における当該期間に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②、⑤及び⑧から⑱までに係る訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の別表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑳について、請求者から提出されたD銀行E支店の預金通帳（写）、B事業所から提出された当該期間に係る賞与一覧表（個人別）（写）及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、C事業所から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑳の標準賞与額については、上記賞与一覧表（個人別）（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑳の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月19日に提出し、

厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	請求期間 (賞与支払年月日)	賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	厚生年金 保険法 第75条本文 により 認定される 標準賞与額
①	平成15年7月16日	25万円	24万8,000円	24万8,000円	25万円
②	平成15年12月15日	40万円	39万7,000円	39万7,000円	40万円
③	平成18年12月15日	35万円	35万5,000円	35万円	
④	平成19年7月13日	23万円	23万4,000円	23万円	
⑤	平成19年12月17日	35万円	34万3,000円	34万3,000円	35万円
⑥	平成20年7月15日			22万6,000円	
⑦	平成20年12月15日			34万2,000円	
⑧	平成21年7月16日	24万円	22万8,000円	22万8,000円	24万円
⑨	平成21年12月15日	33万円	30万4,000円	30万4,000円	33万円
⑩	平成22年7月15日	24万円	22万1,000円	22万1,000円	24万円
⑪	平成22年12月16日	30万5,000円	27万3,000円	27万3,000円	30万5,000円
⑫	平成25年7月11日	22万円	18万6,000円	18万6,000円	22万円
⑬	平成25年12月13日	26万5,000円	21万7,000円	21万7,000円	26万5,000円
⑭	平成26年7月17日	23万円	18万9,000円	18万9,000円	23万円
⑮	平成26年12月10日	28万円	22万4,000円	22万4,000円	28万円
⑯	平成27年7月14日	24万円	18万5,000円	18万5,000円	24万円
⑰	平成27年12月11日	30万円	22万5,000円	22万5,000円	30万円
⑱	平成28年7月11日	25万円	19万1,000円	19万1,000円	25万円
⑲	平成28年12月12日	30万5,000円	22万8,000円	22万8,000円	30万5,000円
⑳	平成29年7月10日	26万円	19万5,000円	19万5,000円	

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100027号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2100006号

第1 結論

昭和56年*月から昭和58年3月までの請求期間及び同年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年*月から昭和58年3月まで
② 昭和58年4月から昭和60年3月まで

請求期間①について、私は当時大学生であったが、20歳になる前にA市に住んでいる実家の母親から国民年金の任意加入を勧められたため、私が昭和56年*月にB市役所の市民事務所又は出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、手続をした窓口で母親が私の国民年金保険料を納付する旨を伝え、年金手帳及び納付書を母親宛に送ってもらい、母親が自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。

請求期間②について、私は、昭和58年4月から大学院生となり、実家の母親から家賃以外は自身で収入を得て賄うよう言われたため、当該期間の国民年金保険料は、主にC銀行D支店(現在は、E銀行D支店)で私が納付書により納付した。

私は、昭和58年4月1日に自ら国民年金の被保険者資格を喪失した記憶もないにもかかわらず、私が昭和56年*月に国民年金の加入手続を行った際に交付された年金手帳の国民年金の記録(1)には、私が国民年金の加入手続を行った日である昭和56年*月*日の日付とその後の日付である昭和58年4月1日及び昭和60年4月1日の三つの日付が同じ筆跡で記載されており、資格喪失の手続を昭和58年4月1日に自ら行っているのであれば、それぞれの日付が同じ筆跡であるはずはなく不自然である。

請求期間①が未納期間、請求期間②が未加入期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和56年*月にB市役所の市民事務所又は出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しており、当該加入手続の際に交付されたとする年金手帳の写し(以下「年金手帳(写)」という。)を提出しているが、請求者の国民年金の加入手続が行わ

れた時期は、年金手帳（写）の国民年金の記録（1）被保険者の種別欄の様式及び請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和61年4月ないし同年5月頃と推認できることから、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、国民年金の加入手続を行った際に、B市の窓口で自身の国民年金保険料については母親に納付してもらうため、年金手帳及び納付書を実家の母親宛に送ってほしい旨伝え、母親自身の国民年金保険料と一緒に、母親が請求者の請求期間①に係る保険料を納付してくれていたと主張しているが、B市は、請求期間①当時、国民年金被保険者から申出があった場合、年金手帳及び納付書を本人以外に送付する取扱いを行っていたか否かについて不明と回答している上、請求者の母親からは、納付書等の受領及び請求者に係る保険料の納付について具体的な陳述を得ることができず、当該期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、前述の推認される加入手続時期からすると、請求者は、請求期間①当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求期間①の保険料を納付することはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、当該期間の国民年金保険料を主にC銀行D支店で納付したと主張しているが、具体的な納付金額、納付頻度等については覚えておらず、E銀行D支店は、請求期間②当時の国民年金保険料納付書の金融機関控えは保管していない旨陳述していることから、当該期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

また、請求者は、請求期間②は大学院生であった旨陳述しているところ、当時、学生等の任意加入は、遡って国民年金の被保険者資格を取得することができない上、オンライン記録によると、当該期間は国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求者は、当該期間の保険料を納付することができない。

なお、請求期間②が未加入期間であることについて、B市及び日本年金機構は、請求期間②当時の資料の保管がなく、詳細は不明であるものの、当該期間のみ請求者が学生である何らかの証明の提出があったと考えられる旨回答及び陳述しており、国民年金における資格取得年月日については、加入手続の時期にかかわらず任意加入と確認できない期間は、強制加入としてその初日まで遡り被保険者資格を取得する取扱いであったことから、請求者が不自然であるとしている年金手帳（写）の国民年金の記録（1）欄の記載は、上記1で推認される国民年金の加入手続時期において、請求期間②を除いた期間を国民年金の被保険者期間として「被保険者となった日」昭和56年*月*日、「被保険者でなくなった日」昭和58年4月1日及び「被保険者となった日」昭和60年4月1日と記載されたものと考えられる。

- 3 請求期間①及び②について、請求者の主張のとおり国民年金保険料を納付するには、請求期間①及び②当時、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

い。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。